

## 委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、令和8年度手話の普及推進委託業務の実施に伴う業務委託について、次の条項により契約を締結する。

（委託業務）

**第1条** 甲は、令和8年度手話の普及推進委託業務（以下「委託業務」という。）の実施を委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の実施）

**第2条** 乙は、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、委託事業を実施しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

**第3条** この契約の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

**第4条** 甲は、乙に対し委託事業に対する委託料として、金\_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額\_\_\_\_\_円）を支払うものとする。

「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（実施計画書）

**第5条** 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日から10日以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 実施業務の内容
- (2) 実施業務の実施方法
- (3) 実施スケジュール
- (4) 業務遂行体制

（委託業務の変更）

**第6条** 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議のうえこの契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
- (4) 消費税及び地方消費税額の税率に変動があったとき。

- (5) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。
- 2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から30日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。
- 3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(計画変更の承認)

- 第7条** 乙は、仕様書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。
- (1) 変更に係る内容が軽微なもの（仕様書で定める各費目間の20パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。））である場合
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により、委託した事業を変更しなければならない場合
- 2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(進捗状況の報告等)

- 第8条** 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について実地及び書面による検査を実施し、又は乙に対して報告を求め、必要な指示をするものとする。

(危険負担)

- 第9条** 委託事業の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(業務完了報告書)

- 第10条** 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の委託業務完了報告書の提出を受けた日から速やかに業務完了の確認、検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については、前2項の規定を準用する。

(委託料の額の確定)

- 第11条** 甲は、前条第2項の規定により実施した検査の結果が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託業務に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額とする。

(委託料の支払)

**第12条** 乙は前条に定める通知を受けた後に、委託料（既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額）の支払いを請求することができる。

- 2 甲は乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず概算払いをすることができる。
- 3 甲は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 4 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲に返還するものとする。
- 5 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合、乙は甲に、残余に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた率で計算した延滞金を支払わなければならない。

(部分使用)

**第13条** 甲は、成果物の引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約保証金)

**第14条** 乙は、契約保証金として第4条に定める委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(履行遅滞)

**第15条** 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、委託期間満了のときまでに委託業務を完了することができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から履行遅滞金を徴収して、履行期間を延長することができる。

- 2 前項の履行遅滞金は、乙の遅延日数につき、契約金額に年3.0%の割合で計算した額とする。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第13条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して請求金額に年3.0%の割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

(委託事業の中止)

**第16条** 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議のうえ契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の精算をするものとする。

(甲による契約の解除及び違約金)

**第17条** 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 乙（代表者、役員又は実質的に経営に関与する者）が次に掲げた一に該当すると判明したとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合には、乙は違反金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(乙による契約の解除)

**第18条** 乙は、甲がこの契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。

3 第1項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

**第19条** 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。
- 3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(著作権)

**第20条** 成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(権利義務の譲渡等)

**第21条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

**第22条** 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書等で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は、請負わせる場合はこの限りではない。
- 4 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙が前各号に違反した場合は、甲は本契約を解除することができるこれにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(関係書類の整備)

**第23条** 乙は、委託業務にかかる収支及び雇用・就業の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを契約の日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(疑義の協議)

**第24条** この契約に定めのない事項及び、この契約に定める事項に関する疑義生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

**第25条** 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事 玉城 康裕

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_